

## 始良市農業委員会総会議事録(6月)

1. 開催日時 平成26年6月20日(金) 午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室

出席委員(27人)

委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(7番 湯元委員、8番 堂前委員)
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願について
10. 議案第 8号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
11. 農地あっせんの経過報告
12. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政農地係長

始良農政農地係長

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。
	一同礼。
	[1、総会の通告]
議長	只今から、平成 26 年度第 3 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、会務報告について、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告。
議長	議事日程に入ります。 それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、7 番委員、8 番委員をお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の北野係長と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくをお願いいたします。
	————— 議案第 1 号 —————
議長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は6月30日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、7月1日を予定しております。契約年数は、1年が6件、2年が1件、3年が10件、4年が1件、5年が26件、6年が3件、10年が10件、合計の57件です。面積につきましては、田の105,352㎡、畑の14,080㎡、合計119,432㎡です。内容については、議案書2ページから12ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料11ページ56番及び12ページの57番が9番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき議案の採決に参加できませんのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>それでは、1番から55番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から55番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号 1番から55番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号56番と57番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>9番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号56番と57番について質疑に入ります。</p> <p>何かご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号56番と57番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号56番と57番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p> <p>次に、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてを議題に供します。 まず1番と2番について事務局の説明を求めます</p> <p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてご説明致します。総会資料は、13ページとなります。今月は、2件です。それでは、順番にご説明いたします</p> <p>1番 譲受人、加治木町日木山在住の さん。譲渡人が公益財団法人による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町日木山の畑で、面積が3,151㎡です。 対価につきましては、総額3,120,000円です。この内12万円は地域振興公社の手数料です。これにつきましては、農地保有合理化事業により平成21年にあっせんを行いまして結果第3者より法人が買い受けまして4年間受け人に貸し付けを行っておりまして、その間に資金の決定が行われ、今回受け人に所有権を移すものです。これにつきましては、昨年1回総会にかけたわけですが、資金のめどが立たず保留になっていましたが、今回再度の申請であります。今回はスーパーL 資金が公庫の方から借りられることで決定なされたので、今回の申請です。 続きまして、2番について説明いたします。 譲受人、西餅田在住の さん。譲渡人が佐賀県三養基郡在住 さん外1名による所有権移転です。 申請地の所在は、豊留字園田の田で、面積が2,988㎡です。 対価につきましては、総額2,091,600円。以上で2番の説明を終わります</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただ今の説明の2番について、1番委員から、あっせんの経過について報告をお願いします。</p> <p>1番です。あっせんの報告を申し上げます。 豊留の田で、面積が2,988㎡について5月26日、午前10時より、蒲生総合庁舎の本館2階会議室においてあっせんを行いました。 譲渡希望者 さんが出席です、譲受希望者 さん、あっせん委員といたしまして、私と3番委員、27番委員および事務局の立会いの下あっせんを行っております。結果につきましては、総額2,091,600円、10aあたりにいたしますと700,000円で無事、成立をいたしました。なお、今後の手続きといたしまして</p>

	<p>は、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上であっせんの報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、議案第 2 号 1 番と 2 番について、質疑に入ります。ただ今の事務局及び調査委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての 1 番と 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)についての 1 番と 2 番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第 3 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、14 ページとなります。 今月申請は、2 件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1、2 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、順番にご説明いたします 1 番 譲受人、西餅田在住の さん。譲渡人が大阪府豊中市在住 さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、中津野字上蓑ノの田で、面積が 1,576 m<sup>2</sup>です。 以上で 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関して 3 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3 番です。6 月 6 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。妻がおり話をした、農業には意欲があり、水田等を多く耕作しております、農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可</p>

議 長	相当と認めます。以上で報告を終わります。
事務局	次に、2番について事務局の説明を求めます。  2番について説明致します。譲受人、蒲生町下久徳在住の さん。譲渡人が蒲生町下久徳在住の さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下川原の田で、面積が 644 m <sup>2</sup> です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関して17番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17番です。6月6日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。高齢ではありますが、農業には意欲があり、農機具等も一部は揃っており、また、隣の方より農機具を借りて耕作しており何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ありがとうございました。 これより、議案第3号1番と2番について一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番と2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番と2番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  ————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6議案第4号農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号農地転用事業計画変更申請について説明します。1番の変更

議 長	<p>前の申請人が鹿児島市在住 さんでございます。土地の所在が蒲生町久末字柏木 番 外1筆、田、合計2,121㎡です。変更前、変更後につきましては、申請人、土地の所在、地目、地籍には変更ありません。転用目的について変更があり、当初の計画が貸資材置場で平成19年3月26日に5条の許可を受けておりますが、今回事業計画変更で太陽光発電所に変更です。理由としては、現在石材関係の石碑等の需要が減少し事業実施を見合わせている。今回、当該地に太陽光発電所を設置し、土地の有効利用と売電事業による収益を図るため事業計画の変更をしたい。参考資料が1ページです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局説明の1番について、14番委員に議案第5号1番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14番です。農地区分は2種農地のその他農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生総合支所から南に約600mの位置です。造成工法としまして盛土が2mで、土留め工法は土羽芝張り2mです。被害防除については、現況は東が宅地・道路、西が道路、南は宅地・雑種地、北は雑種地です。申請実現の確実性は、資力が自己資金と融資で計画面積の妥当性は適当です。融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は周囲との境界には注意するよう指導した。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第4号1番について質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員の説明について、何かご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p>



事務局	<p>先ず、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。参考資料は1ページです。</p> <p>申請人が鹿児島市西田在住の さんで、土地の所在が蒲生町久末字柏木 番 外1筆、田、合計面積が2,121㎡です。農地区分が2種農地、農振地域外で、都市計画区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満です。</p> <p>転用内容が太陽光発電所、太陽光パネル1294㎡で出力197kwです。申請理由が当地に太陽光発電所の設置の計画に至る。資金計画は自己資金・融資により対応です。先ほどの事業計画変更と被害防除計画書が添付されています。蒲生町久末外1筆の雑種地の土地と一体利用することで全体事業面積が3549㎡です。以上です。</p>
議長	<p>本件についての現地調査員の報告は、先ほど議案第4号、農地転用事業計画変更申請で、14番委員から報告済みでありますので、省略します。</p> <p>これより議案第5号1番について、質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、転用はやむをえないということで許可意見ですが、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>先ず1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。参考資料が15ページです。借り人が始良市平松在住の さんでございまして、貸し人が鹿児島市与次郎在住の さ</p>

議 長	<p>ん、土地の所在が、加治木町小山田字平田 番 他1筆、畑、合計面積は760㎡。権利内容は親子間の使用貸借権設定です。農地の区分は農業振興地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満であるので2種農地でございます。転用目的が太陽光発電所、太陽光パネル254.9㎡、出力計が38.4kwでございます。申請理由が、申請地を太陽光発電所として使用し、売電事業をしたいため。融資資金で対応ということございまして、被害防除計画書の添付があります。同字宅地166.42㎡と一体利用する。全体面積が926.42㎡です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、陶夢ランドから南東に約150mの位置でございます。造成工法は現状のまま、土留め工法は不要です。被害防除現況は、東が道路、西が道路、南が道路、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。譲受人が東京都品川区在住の さんでございまして、譲渡人が始良市西餅田在住の さん、土地の所在が、平松字東原田 番、田、面積は399㎡。権利内容が所有権移転です。農地の区分は農業振興地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満であるので2種農地でございます。転用目的が太陽光発電所、太陽光パネル91.6㎡、出力計が13.8kwでございます。申請理由が、現在、計画中の太陽光発電所の入り口にあり、通行のため必要で、又システムの増設にも活用する。融資資金で対応ということございまして、被害防除計画書の添付があります。5条許可地の同字外3筆1,176㎡と一体利用する。全体面積が1575㎡です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、17番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良インターから北に約150mの位置でございます。被害防除現況は、東が畑、西が田、南が田、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり転用は確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番の説明をします。譲受人が始良市宮島町在住の さんでございます。譲渡人が始良市宮島町在住の さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目の畑231㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第2種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満であるので3種農地でございます。転用内容が一般住宅、1棟で102.68㎡です。申請理由が現在借家住まいのため申請地の譲渡を受けて、自家住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、18番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約150mの位置です。造成工法は現状のままで土留め工法は0.4m堀ブロック積みです。被害防除については、現況は東が畑、西が市道、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、資力は融資資金証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番の説明をします。参考資料は16ページです。譲受人が始良市東餅田在住の さん及び さんでございます。譲渡人が福岡市博多区在住の さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目の畑249㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満であるので3種農地でございます。転用内容が一般住宅、1棟で65.24㎡です。申請理由が現在、賃貸住宅に居住しているが、二人の職場の中間地点である今回の申請地に自己の居住用の住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、18番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、建昌保育園から南へ約300mの位置です。造成工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は畑、北は畑です。申請実現の確実性は、資力は融資証明もあり、転用は確実である。総合意見といたし

議 長	<p>ましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番の説明をします。参考資料は19ページです。譲受人が始良市加治木町木田在住の さんでございます。譲渡人が鹿児島市明和在住の さんでございます。土地の所在が、加治木町反土字川添の田 52㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途指定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満ですので2種農地でございます。転用内容が資材置場・駐車場、1棟、2㎡です。申請理由が申請地の地籍は52㎡で利用価値がなく、隣接地の譲受人が資材置場・駐車場として利用するものです。資金計画は自己資金で対応です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、16番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>16番です。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、MGM加治木店から北東へ約20mの位置です。造成工法は現状のまま、土留め工法は不要です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は道路、北は畑・宅地です。申請実現の確実性は、隣接農地の資材置場・駐車場のため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番の説明をします。参考資料は22ページです。譲受人が始良市東餅田の社会福祉法人、理事長 さんでございます。譲渡人が始良市船津在住の さんでございます。土地の所在が、船津字小尻掛の田 770㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途指定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha以上であるので1種農地でございます。転用内容が運動場です。申請理由が申請地を取得して、譲受人経営の 園(障害者施設)の運動場として利用する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。1種農地の許可基準の既存施設の拡張がありますが、その中で既存施設面積の2分の1以内であれば、1種農地でも例外的に転用が出来るとなっているため、既存施設面積が16,428㎡で転用面積が770㎡で2分の1以内であります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、19番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>します。</p> <p>19番です。農地区分は1種農地の不許可の例外である、既存施設の拡張に該当するため問題はありません。申請地の位置は、船津公園から南へ約120mの位置です。造成工法は盛土を2m、土留め工法はL型擁壁です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は田、北は駐車場です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番の説明をします。参考資料は25ページです。譲受人が鹿児島市鴨池新町在住の　　さんでございます。譲渡人が福岡市博多区在住の　　さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目の畑249㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満であるので3種農地でございます。転用内容が一般住宅、1棟で100㎡です。申請理由が現在貸マンション住まいのため。申請地に自己の住宅を建築する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、18番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>18番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、建昌保育園から南へ約300mの位置です。土留め工法は塀ブロック0.4mで造成工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番の説明をします。参考資料は28ページです。譲受人が始良市平松在住の　　さんでございます。譲渡人が始良市平松在住の　　さんでございます。土地の所在が、平松字神崎の畑602㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の準工業地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満であるので3種農地でございます。転用内容が資材置場1棟の倉庫30㎡です。申請理由が譲受人は申請地を購入し、会社の資材置き場として提供する計画です。補足しますが、2年後に定年となるため定年後は建築業を行う計画であり申請地を自己の資材置き場とし</p>

議 長	て利用する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
委 員	<p>ただ今の説明に関連し、17番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>17番です。農地区分は3種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、県警察学校から南西へ約150mの位置です。被害防除については、現況で東は宅地、西は田、南は市道、北は水路・畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>9番の説明をします。参考資料は32ページです。譲受人が始良市東餅田在住の さんでございます。譲渡人が東京都新宿区在住の さんでございます。土地の所在が、東餅田字願成寺内の田342㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満であるので3種農地でございます。転用内容が窯場・作業場・物置1棟で34㎡です。申請理由が当地に窯場を設置し瀬戸物を作る計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	ただ今の説明に関連し、19番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>19番です。農地区分は3種農地で問題はありません。申請地の位置は、十日町公民館から北へ約50mの位置です。造成工法は現状のまま、土留め工法は不要です。被害防除については、現況は東が宅地、西が畑、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>10番の説明をします。参考資料は36ページです。譲受人が蒲生町白男在住の さんでございます。譲渡人が蒲生町漆在住の さんでございます。土地の所在が、蒲生町漆字雉子段の田1154㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満であるので2種農地でございます。転用目的は太陽光発電所、太陽光パネル409㎡、出力計が49.5kwでござ</p>

議 長	<p>ざいます。申請理由が申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行いたい。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連し、15番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>15番です。農地区分は2種農地のその他の農地で問題はありません。申請地の位置は、漆上公民館から西へ約700mの位置です。被害防除については、現況は東が原野、西が山林、南は山林、北は道路です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第6号1番から10番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>[質問なし]</p>
議 長	<p>無いようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番までについては、転用はやむをえないということで許可意見ですが、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第9議案第7号農地の利用目的変更願いについてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号農地の利用目的変更願いについて説明します。参考資料が40ページです。それでは、1番でございます。届け人が始良市木津志在住のさんでございます。土地の所在が木津志字島森 番外1筆、田、の計</p>

議 長	<p>1706 m<sup>2</sup>のうち 400 m<sup>2</sup>であります。変更後の使用目的が畑で季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、水稲作付けを行ってきたが、用水確保が困難な状況となってきたので、今後、畑として利用したい。以上です。</p> <p>ただいまの説明の 1 番に関連して、13 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13 番です。農地区分は第 2 種農地です。申請地の位置は、堂園林道入り口から北に約 30m のところでございます。造成工法は盛土 2m、土留め工法は土羽留の 2m です。被害防除の現況は、東が山林、西が林道、南が山林、北が山林になっておりました。申請実現の確実性でございますが、林道工事の残土を利用するため確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第 7 号 1 番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第 8 号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第 10 議案第 8 号 農地あっせん申出(貸付 希望)についてを議題に供します。</p> <p>1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 8 号あっせん申出(貸付希望)について ご説明致します。総会資料は、21 ページとなります。今月申請は、1 件です。</p> <p>参考資料 42 ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町小山田字渡り 番 外 5 筆、田の合計 3392 m<sup>2</sup>です。申請人</p>



	<p>は、加治木町小山田在住 さん、条件として貸付希望小作料が無償です。希望貸付期間が3年です。以上、議案第8号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。何か、ご意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第8号 農地あっせん申出(貸付希望)についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第8号1番は原案どおり承認いたします。 つぎに、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 1番は、23番委員をお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 はい事務局どうぞ</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の1ページの4番5番 さんの案件が、議案第2号の2番で承認されましたので削除をお願いします。 次に、3ページ39番 さんが6月23日あっせん会議を予定しています。 5ページ58番 さんの買い受けですが6月19日あっせん会議を行いまして、無事交換のあっせんが成立しております。以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に委員の皆様方からありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります その他何かございませんか。 次に、来月の現地調査、総会日についてですが、現地調査は、7月14日</p>

	<p>月曜日に、総会は、7月18日金曜日に開催予定でよろしいですか。  現地調査委員は、1班を、20番委員、21番委員、22番委員に、2班を、23番委員、24番委員、25番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  それでは、当番委員の皆さん、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>事務局からはありませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国農業新聞新規加入推進について説明</li> <li>・始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明</li> <li>・始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について説明</li> <li>・農業委員会各作業グループについて説明。</li> </ul>
議 長	<p>他に何かありませんか。  よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。  一同礼。</p>